

## 「1年単位の變形労働時間制」の条例化に反対する声明

文科省は2019年12月、勤務時間を年単位で管理する「1年単位の變形労働時間制」の導入を可能にする改正「公立の義務教育諸学校等の教職員の給与等に関する特別措置法」（給特法）を成立させました。それを受け、山口県教委は「1年単位の變形労働時間制」の導入に向けて2月県議会での条例化を進めようとしています。

しかし、この制度は「1日8時間労働」という労働法制の大原則を崩すため、民間企業では、使用者と労働組合の双方の合意を経て、協約を締結することが必須となっています。そのため、これまでは労働協約締結権のない地方公務員には適用が除外されてきました。ところが、今回の給特法改正により、条例化のみで導入可能としたことは脱法行為であり、他の地方公務員、さらに民間の労使関係にも波及する恐れがあります。

本来、この制度は時期によって繁閑のある業種、かつ恒常的な残業がない職場に適用され、年間を通じて業務時間の縮減を図るものです。しかし、文科省自身が国会答弁の中で、「業務時間の縮減になるとは考えていない」と答えるなど、大きな矛盾をはらんでいます。そもそも、学校現場では長期休業中も多くの業務を抱えており、残業せざるを得ないのが実態です。この制度は見かけの残業時間を少なく見せるだけです。

また、文科省や県教委は、長期休業中の「休日のまとめ取りのため」にこの制度を導入していますが、すでに8月に学校閉庁日を設定しており、新たな制度を入れる必要はありません。

さらに、制度の対象者は超勤が月42時間かつ年320時間以内の教員であり、それ以上の超勤者は対象外になります。また、育児や介護等を担っている教員、臨時的任用教員なども制度の対象外となることもあるため、教員間の共同を壊し分断を生む恐れもあります。

教育の質にも関わる問題もあります。この制度は、すでに学校に導入されている「1月単位の變形労働時間制」に比べ制約も多く、授業や学校行事などが従来のように実施できなくなる恐れもあります。

県教委は、教職員の多忙化、長時間過密労働解消、3年間で時間外業務30%削減を掲げながら、何ら有効な手立てを講じてきませんでした。そうした中での「1年単位の變形労働時間制」条例化は、現状を無視した無責任なものと言わざるを得ません。

教職員の長時間過密労働解消には、教職員定数の大幅増や不要不急業務の解消しかありません。教職員のいのちと健康を守り、ゆきとどいた教育を進める立場から、私たちは「1年単位の變形労働時間制」の導入に反対するとともに、県議会および県教委に対し条例化を行わないよう求めます。

2021年2月17日

山口県高等学校教員組合 執行委員長 高見 英夫  
山口県高等学校職員組合 執行委員長 藤田 智  
山口県教職員組合 執行委員長 富永 謙一